

役員退職慰労金支給規定

(目的)

第1条 本規定は監事を含む常勤役員の退職慰労金について定める。非常勤役員についてはこれを支給しない。

(退職金の支給範囲)

第2条 退職慰労金の支給範囲は職員退職金規定第1条第2号から第7号の事項に準じる。

(退職慰労金の額)

第3条 退職慰労金は、役員就任期間2年に付き、退職又は死亡時の給料(基本給)の2か月分を支給する。

2 就任期間が2年に満たない場合は、就任期間の月割とする。

(退職慰労金の加算)

第4条 特に本協会の事業の発展に功労のあった者には、その者への支給退職慰労金額の100分の15を越えない範囲内で退職慰労加算金を支給することがある。

2 前項の退職慰労加算金の支給について、理事については理事会で、監事については社員総会での決議により決定する。

(支給時期)

第5条 退職慰労金は退任後6ヶ月以内に支払う。

2 任期を跨ぎ継続して就任する場合は最後退任時に支払うものとする。

(その他)

第6条 受給権者は職員退職金規定第9条に準じる。

第7条 定款第23条により、役員を解任された者には退職慰労金を支給しない。

附則 本規定は、公益財団法人日本フィランソロピー協会の設立登記があった日から施行する。

制定 平成 11 年 4 月 1 日

改訂 平成 20 年 12 月 17 日（附則を追加）